

松の実保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 福文会
所 在 地	大阪市東住吉区公園南矢田 2-17-28
電 話 番 号	06-6695-0002
代表者氏名	理事長 松本好美
ホームページ	http://fukufumikai.or.jp/index.html

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	松の実保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市阿倍野区阪南町 1-16-10
連 絡 先	電話番号 06-6623-5400 FAX 06-6628-8385
管 理 者	園長 松本千幸
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 10人 1歳児 18人 2歳児 24人 3歳児 26人 4歳児 26人 5歳児 26人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 72人 満1歳以上満3歳未満の児童 35人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成17年4月1日
事 業 所 番 号	2710051004267
ホ ー ム ペ ー ジ	http://fukufumikai.or.jp/matsunomi/

3 施設の目的・運営方針

松の実保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		614.97 m ²
園舎	構造	《北側園舎》鉄筋コンクリート造 3階建のうち1～3階 《南側園舎》鉄骨造 2階建のうち1～2階
	延べ面積	566.25 m ²
園庭		地上園庭 285.76 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組（南側園舎・満0歳児クラス）、りす組（南側園舎・満1歳児クラス）
保育室	4室	うさぎ組（南側園舎・満2歳児クラス）、ぱんだ組（北側園舎・満3歳児クラス）、くま組（北側園舎・満4歳児クラス）、きりん組（南側園舎・満5歳児クラス）について各1室
調理室	1室	北側園舎1階
調乳室（コーナー）	1室	北側園舎2階・南側園舎2階

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

はだし・ぞうり保育、薄着保育を発達に応じて進めています。

(2) 特別保育の提供

次の保育を特別保育として、保護者の申込みにより提供します。

① 正課英語指導を3歳児～5歳児クラスを対象に提供する。（通年）

② 正課音楽指導を3歳児～5歳児クラスを対象に提供する。（通年）

③ 正課絵画指導を3歳児～5歳児クラスを対象に提供する。（通年）

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）5月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	短時間	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる。	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	15	10	5	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	5	2	2	栄養士と兼務業務委託とする

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年

3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）で時差勤務
主任保育士	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）で時差勤務
保育士	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）で時差勤務
栄養士（業務委託）	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
調理員（業務委託）	正規の勤務時間帯（8:00～16:00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。
- ※ 栄養士及び調理員は、日清医療食品株式会社の職員となります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始6日間（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。また、お盆3日間（8月13日から8月15日）、新年度準備日として3月31日（日曜日の場合は30日）は、休園のご協力をお願いします（年末年始とお盆休み期間に日曜日が含まれる場合は、前後いずれかに1日ずれます）。また、入園式、卒園式、運動会や音楽会等の行事終了後は、撤収作業や会議のために、ご家庭での保育をお願いしています。

なお、次の場合は臨時休園になります。

- ・「暴風警報」もしくは「特別警報」、また「寝屋川の氾濫警戒レベル3」が発令された時

- ① 午前7時時点で、発令されている場合、自宅待機をお願いします。
- ② 午前8時までに解除になった場合、9:30以降に登園してください。平常通り、給食は提供します。
- ③ 午前8時以降10時までに解除になった場合、昼食を済ませ13時以降に登園してください。

※但し、園舎や周囲の状況、職員配置などにより安全に保育を行えない場合はこの限りではありません。

- ④ 午前10時時点で、発令されている場合は、臨時休園となります。
- ⑤ 保育中に発令された場合は、万全を期して速やかにお迎えに来てください。

※交通機関の運転取りやめにより十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また、建物の被害状況などにより自宅待機をお願いする場合があります。

- ・災害等により午前7時時点でOsaka Metro、JR環状線が全面運休している時（計画運休を含む）

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保

護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時まで(土曜日は18時まで)の範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務は日清医療食品株式会社が行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する月曜から土曜日は、毎日食事の提供を行います。但し、遠足ややむを得ない場合には、年間で数回程度、家庭からの弁当をお願いしています。

また、土曜日の給食は、その週の火曜日16時までに所定の用紙に記入し、申し込んでください。それ以降は、お弁当持参で土曜保育をご利用ください。

児童の年齢に応じ、概ね以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	8時30分頃	11時20分頃	15時頃	間食は、離乳後期からはミルク 完了期からはおやつ
1歳児	8時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児		11時40分頃	15時頃	
3歳児		11時50分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時10分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、医師の指示による「生活管理指導表」の提出を毎年度必須とします。安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とします。厨房の施設整備、人員等を鑑み、無理な(過度に複雑な)対応は行いません。また、ご家庭で食べたことがない食物は提供できません。

「食べる・食べない」の二者択一を原則としていますので、次のような対応はできません。

- ・量の調整(半分だけ飲む、ひとくちだけ食べる)

※家庭で少量ずつ練習中でも、完全に解除されるまで、保育園では完全除去となります。

- ・加熱の度合いや調理方法による調整（飲用牛乳は飲まない、ヨーグルトは食べる等）
- ・本人や職員がアレルギーを取り除く（スープからタケノコを取り除いて食べる等）
- ・体調による喫食判断（風邪気味や花粉症の時期だけ食べない等）

なお、重篤なアレルギーがある場合やアレルギー対応が困難な場合（調味料、だし、添加物の除去が必要、揚げ油や食器、調理器具の共有ができない、アレルギーが多種に及ぶなど）は、家庭から弁当を持参いただく場合があります。

※卵アレルギーの子どもが多く、また、家庭での喫食が容易であること等により、当園で提供する給食（おやつを含む）では卵を使用していません。

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		業務委託

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。但し、職員の配置状況により、加配対応が困難な場合がありますので予めご了承ください。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	ヤマダ内科・小児科
医院長名又は医師名	山田 章彦

所在地	大阪市住吉区我孫子東 3-1-18
電話番号	06-6691-5964

(2) 歯科

医療機関の名称	ひらさか歯科
医院長名又は医師名	平坂 宏己
所在地	大阪市東住吉区南田辺 5-6-10-2F
電話番号	06-6609-0648

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 無 ・直下地震対応緊急地震速報受信機 (HomeSeismo) 有 ・119番火災通報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無
避難・消火訓練	避難・初期消火訓練は毎月1回実施します。
防犯設備	110番非常通報装置・電気錠、カメラ付きインターホン、防犯カメラ

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して子どもの人権（虐待防止）研修を実施
- (2) マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長 松本千幸 ・ご利用時間 10:00 ~ 17:00 ・電話番号 06-6623-5400 ・FAX 06-6628-8385 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	大阪市私立保育園連盟 相談室	電話番号 06-6761-1171
		FAX 番号 06-6761-1173

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	保育園の管理下での負傷、疾病、障害、死亡について
保険金額	5千円以上の医療費の4/10～死亡見舞金2,800万円

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度のお知らせ」を御確認ください。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育園の管理下での対人（身体）賠償と対物（財産）賠償について
保険金額	対人支払限度額：2億円（1名につき）、5億円（1事故につき） 対物支払限度額：1,000万円（1事故につき） ※免責金額は対人対物賠償とも1,000円（1事故につき）

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	3人	3人	3人
1歳児	14人	14人	12人
2歳児	19人	20人	18人
3歳児	22人	24人	24人
4歳児	24人	23人	23人
5歳児	24人	24人	24人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年度受審	受審中
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし

23 当園におけるその他の留意事項

登園時間	9時30分までに用意を終えられるように登園してください。 朝の活動が始まります。
欠席、登園が遅れる場合	当日の欠席や登園が遅れる場合の連絡は、9時40分までの間に登降園システム（以下、「システム」という）に登録してください。
降園の時刻、お迎えにこられる方について	お迎えの時刻とお迎えにこられる方をシステムに登録してください。登録した内容に変更がある場合は、必ず事前に電話などでご連絡ください。連絡なく登録と異なる方がお迎えに来られた場合、登録した方に確認が取れるまでお子さんをお渡しできません。（未成年者による送迎は、安全上ご遠慮いただいています）

毎朝の検温 体調の確認	<p>お子さんの体調を知るため毎朝、0～2歳児は保育園に登園して検温した体温を、3～5歳児は登園前にご家庭で検温した体温をシステムに登録してください。</p> <p>また、登園前にご家庭で①機嫌の良し悪し、②食欲、③発熱の有無、④排便の有無と便の状態など、いつもと様子が異なっていないかご確認ください。</p>
発熱や嘔吐・下痢などの症状がある場合	<p><u>24時間以内に体温が概ね37.5℃以上ある場合、また、24時間以内に複数回の嘔吐、水様便がある場合</u>はお休みしましょう。また、登園後、概ね37.5℃を超えた場合や、嘔吐・下痢の症状があらわれた場合、お迎えをお願いする連絡をいたします。</p>
感染症	<p>麻疹（はしか）、水痘（水ぼうそう）、インフルエンザなどの医師が「意見書」を記入することが考えられる感染症の場合は、<u>かかりつけ医に記入（症状の改善が認められた段階での記入が可能）していただき、登園停止期間を経過してから、「意見書」を持って登園してください。</u>溶連菌感染症、手足口病などの場合は、医師の診断を受け、保護者が記入した「登園届」を登園時に提出してください。</p>
与薬について	<p>医師の指示により利用時間内にどうしても必要な薬は子どもの症状・安静度・処方内容等の情報を保護者からの聞き取り、「薬連絡票」等によって把握し、集団保育において健康管理に支障がないように与薬します。「薬連絡票」と1回分の薬（記名したもの）を職員に手渡してください。</p>
喫煙	<p>当園の敷地内はすべて禁煙です。</p>
宗教活動、政治活動、営利活動	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>

記載内容に重大な変更が生じた場合は、再度、重要事項説明書を交付いたします。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目		価格	内容、負担を求める理由及び目的
制服	上着	(冬) ¥4,350	3～5歳児
		(夏) ¥2,700	〃
	ズボン	通年 ¥1,750	〃
	スカート	通年 ¥2,400	〃
制帽		(冬) ¥3,550	〃
		(夏) ¥2,550	〃
通園靴		¥2,640	〃
草履		¥1,700	〃
制カバン	(リュック)	¥3,400	〃
スモック	文化スモック (長袖)	¥2,200	0～5歳児 (※0歳児は年度途中～)
	サマーエプロン (袖なし)	¥2,100	3～5歳児
体操服	半袖シャツ	¥2,050	2～5歳児
	ジャージ上衣	¥4,000	〃
	ショートパンツ	¥2,000	〃
	ジャージパンツ	¥3,600	〃
保育用品	0歳児	新入園児 ¥1,945 ～2,095 /年	個人用の保育用品
	1歳児	新入園児 ¥1,945 ～2,095 /年	〃
		進級児 ¥260 /年	〃
	2歳児	新入園児 ¥3,055 ～3,205 /年	〃
		進級児 ¥1,470 /年	〃
	3歳児	新入園児 ¥7,950 ～8,165 /年	〃
		進級児 ¥5,445 ～5,510 /年	〃
	4歳児	新入園児 ¥9,490 ～9,705 /年	〃
		進級児 ¥3,640 /年	〃
	5歳児	新入園児 ¥9,595 ～9,810 /年	〃
		進級児 ¥2,715 /年	〃

行事費	3歳児	¥250 /月	園外保育の交通費等(年度末に精算します)	
	4歳児	¥250 /月		
	5歳児(含 お泊り保育費用)	¥1,500 /月		
月刊誌代	0～5歳児	¥420～ 470 /月	年齢により異なります(毎月家庭に持ち帰ります)	
写真代	スナップ写真(Lサイズ) (別途手数料、配送料必要)	¥110 /枚～	写真屋さんによるネット販売 ※集合写真やDVDなどはその都度ご確認ください。	
布団リース代	0～3歳児	¥1,200 /月	月2回交換	
布おむつリース代	0歳児～	¥385 /パック	10枚入りパックの使用数にて計算	
給食費	3～5歳児	主食費 2,100円	¥7,200 /月	※副食費の支払いを免除される方は¥2,100/月となります。
		副食費 5,100円		
後援会費	全園児	¥600～ /月	後援会(保護者)にて運用	

2 時間外保育に係る利用者負担

延長保育利用申請書および勤務条件にかかる証明書を保育園に提出し、利用認定を受けてください。利用者負担額は、月額2,900円となります。なお、やむを得ない事情により急遽利用する場合は、事前に電話等にて連絡のうえ、下記負担額にて時間外保育を利用できます。なお、負担額は登降園時のシステムへの打刻時間により自動計算されますのでご了承ください。

・1日単位での利用の場合の負担額	1分～10分：100円
	11分～20分：200円
	21分～30分：300円
	31分～40分：400円
	41分～50分：500円
	51分～00分：600円

なお、認可された開園時間は19時までですので、必ず時間内にお迎えにお越しくください。万が一、19時を過ぎる場合は、1分～5分までは200円とし、以降1分毎に50円加算と致します。

3 特別保育の提供に要する特定負担額他

項目		価格	内容、負担を求める理由及び目的
正課特別保育料 ※希望者のみ	正課英語指導(3～5歳児)	¥900 /月	40～42回/年
	正課音楽指導(3～5歳児)	¥460 /月	10～12回/年
	正課絵画指導(3～5歳児)	¥460 /月	〃

(注) 正課英語指導、正課音楽指導、正課絵画指導は、第1階層及び第2階層の世帯は支払を免除されます。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。